

様式第十八の四（第11条の3第3項関係）

認定事業適応計画の概要の公表

1. 認定の日付

令和5年3月31日

2. 認定事業適応事業者の名称

株式会社常陽銀行

3. 認定事業適応計画の内容

（1）事業適応に係る事業の目標

日本政府は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言している。また、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていくとしている。

金融機関は気候変動への対応を経営上の課題として認識し、適切な態勢を構築することが求められている。当行においてもこうした流れに対応し、気候変動問題に関する取り組みを進めていくことで、当行の企業価値の向上と環境への負荷低減を両立させていく。また、当行が気候変動への対応を着実に進め、その知見やノウハウを地域企業に提供することによって、地域の脱炭素化を地域における経済と環境の好循環の創出につなげていく。

（2）その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

2022年度より事業適応を開始し、2023年度（目標年度）までに当行全体の炭素生産性を57.1%向上することを目標とする。

（3）財務内容の健全性の向上を示す目標

2023年度（計画終了年度）における経常利益計上を目標とする。

（4）事業適応の類型

エネルギー利用環境負荷低減事業適応

（5）計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）

銀行業（62）

（6）事業適応の具体的内容

当行の営業店では、不特定多数のお客様が来店されるとともに常時10名以上の従業員が従事しているため空調設備装置を設置している。営業店における年間エネルギー使用量の中で空

調設備使用に伴う電気使用量の割合が高いことから経過年数も踏まえて、今回、14 店舗の空調設備を省エネタイプの高効率機器へ更新することで CO2 の排出削減を図る。また、一部の施設で使用する電力を再生可能エネルギー由来電力へ切り替える。

(7) 事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期： 令和5年3月

終了時期： 令和6年3月